

三重縣公報

第六千七百八十三号

昭和二十六年八月八日

水曜日

主要目次

通知照會

- 一 公平委員会規則の準則
- 一 社会福祉計記載要領の疑義

通知照會

●地第一七一四号

昭和二十六年八月八日

総務部長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に
関する実査の請求に関する公平委員会規則の準則
について（通知）

地方公務員法第三章第八節第三款（勤務条件に関する措置の要求）および第四款（不利益処分に関する審査の請求）規定が来る八月十三日から施行されるのでその実施のため制定を必要とする公平委員会規則の準則として、同法第四十八条に基づく「勤務条件に関する措置の要求に関する規則案」（別記一）および同法第五十一条に基づく「不利益処分に関する審査に関する規則案」（別記二）を参考までに送付するからその制定実施に遺憾のないよう配慮ありたい。

別記一

勤務条件に関する措置の要求に関する規則案

（この規則の目的）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第四十八条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求および審査、判定の手続き並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務条件に関する措置の要求)

第二条 職員が法第四十六条の規定により勤務条件に関する措置の要求(以下「措置の要求」という。)をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名し、印を押して、正副各一通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。

一 措置の要求をしようとする職員の職および新属部課係並びにその氏名

二 要求すべき措置

三 措置の要求をしようとする理由

四 措置の要求をしようとする職員またはその者の属する職員団体が要求すべき措置についてすでに当局と交渉(法第五十五条第四項の不満の表明および意見の申出を含む。以下同じ。)を行つた場合には、その交渉経過の概要

(措置の要求の調査等)

第三条 措置要求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項および添付資料並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。この場合において適当と認めるとき

定を行い、これを書面に作成して要求者に送達しなければならない。

(勧告)

第八条 公平委員会は、判定の結果必要があると認める場合において、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写を同時に要求者に送達するものとする。

(雑則)

第九条 この規則に定めるものの外、措置の要求の審査の手続等に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和二十六年八月十三日から施行する。

別記二

不利益処分に関する審査に関する規則案

第一節 総則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第八条第七項および第五十一条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分(以下「処分」という。))の審査の請求および審査の手続並びに審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めること

は、公平委員会は、関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うようすすめるものとする。

(審査)

第四条 公平委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、措置の要求を行う職員(以下「要求者」という。))その他の事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対し書類もしくはその写の提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

(要求の取下)

第五条 要求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、何時でも措置の要求の全部または一部を取り下げることができる。

(審査の打ち切)

第六条 公平委員会は、要求者の死亡、所在不明等に因り事案の審査を継続することができなくなつたと認める場合、または関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等に因り事案の審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第七条 公平委員会は、審査を終了したときは、すみやかに判

とを目的とする。

(当事者)

第二条 処分の審査を請求する者を請求者といひ、処分を行つた者を処分者という。但し、処分者が当該処分を行つた後においてその職を去つた場合には、その職またはこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

2 当事者とは、請求者および処分者とする。

(代理人)

第三条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任することができる。

(事務担当者)

第四条 公平委員会は、審査の請求があつた場合において必要があると認めるときは、公平委員会の委員またはその他の事務職員のうちから、その請求に係る事案の審査に関する事務を担当させる者を指名することができる。

第二節 審査の請求

(審査の請求)

第五条 処分を受けた者が法第四十九条第四項の規定により審査の請求をしようとするときは、これを書面で行なければならない。

2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、処分の審査を請求しようとする者が署名し印を押して、正副各一通を公平委員会に提出しなければならない。

- 一 処分を受けた者の氏名、住所および生年月日
- 二 処分を受けた者の処分を受けた当時の職および所属部署

係

三 処分を行った者の職および氏名

四 処分の内容および処分を受けた年月日

五 処分に対する不服の事由

六 口頭審査を請求する場合は、その旨および公開または非公開の別

七 法律四十九条第一項または第三項に規定する処分説明書(以下「処分説明書」という。)の交付を受けた年月日。但し、同条第三項に規定する期間内に処分説明書の交付を受けなかつた場合においては、処分説明書の交付を請求した年月日

八 代理人を委任したときは、その者の氏名、住所および職業
3 審査請求書には、正副とも処分説明書の写各一通を添付しなければならない。但し、法律四十九条第三項に規定する、

きは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付しなければならない。審査の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を請求者に通知しなければならない。

第三節 審査の手續

(審査の併合)

第七条 公平委員会は、請求者の申請又は職権により、同一または関連する事案に係る数個の請求を併合して審査することとを適當と認めるときは、これを併合して審査することができる。

2 前項の規定により審査を併合して行う場合においては、公平委員会はその旨を当事者に通知しなければならない。

(書面審査)

第八条 公平委員会は、書面審査を行う場合においては、請求者に対し証拠の提出を求めるとともに、期日を定めて処分者から答弁書および証拠の提出を求めるものとする。

2 公平委員会は必要があると認めるときは、請求者に処分者の提出した答弁書の写を送付し、期日を定めて弁論書の提出を求めることができる。

3 公平委員会は、必要があると認めるときは、処分者に弁論

期間内に処分説明書の交付を受けなかつた場合においてはこの限りでない。

4 審査請求書に記載した事項に変更を生じた場合には、請求者はそのつど、その旨をすみやかに公平委員会に届け出なければならない。

(審査の請求の受理および却下)

第六条 審査請求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項および添付書類並びに処分の内容、請求者の資格および審査の請求の期限等について調査し、審査の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められるときは、公平委員会は二十日以内に期間を定めて請求者にその不備を補正させることができる。但し、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないものと認められるときは、公平委員会は職権でこれを補正することができる。

3 請求者が前項本文の場合において所定の期間内に不備を補正しなかつたときは、公平委員会は審査の請求を却下することができる。

4 公平委員会は、審査の請求を受理すべきものと決定したとき書の内容を送付し、期日を定めて、再答弁書の提出を求めることができる。

4 当事者は、審査が終了するまでは、何時でも公平委員会に対し証拠の申出をすることができる。但し、公平委員会が必要がないと認めるときは、これを取り調べないことができる。

5 公平委員会による証人の喚問は、次の各号に掲げる事項を記載した呼出状により行わなければならない。

一 証人として指名された者の氏名、住所および職業

二 出頭すべき日時および場所

三 陳述を求めようとする事項

6 公平委員会は証人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行わせなければならない。

7 公平委員会は、証人に対し口頭による陳述にかえて、次の各号に掲げる事項を記載した書面で口述書の提出を求めることができる。

一 口述書を提出すべき証人の氏名、住所および職業

二 口述書を提出すべき日時および場所

三 口述書により陳述を求めようとする事項

8 公平委員会は、必要があると認めるときは、証人相互の対質を求めることができる。

9 公平委員会が審証を所持する者に対して審証またはその写の提出を求める場合においては、次の各号に掲げる事項を記載した書面で、行わなければならない。

一 審証またはその写を提出すべき者の氏名、住所および職業

二 審証またはその写を提出すべき日時および場所

三 提出すべき審証またはその写

10 公平委員会は、書面審理を終了したときは、その要領を記載した調書を作成し各委員が署名し、印を押さなければならない。

(口頭審理)

第九條 公平委員会は、口頭審理を行う場合においては、そのつど書面で口頭審理の日時および場所を、当事者に通知しなければならない。

2 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者に質問し、または立証を求めることができる。

3 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者相互当事者と証人または証人相互の対質を求めることができる。

4 公平委員会は、口頭審理の秩序維持のため必要があると認めるときは、傍聴者と退席させ、または当日の口頭審理を打ち切ることができる。

第四節 審査の結果執るべき措置

(判定)

第十二條 公平委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいてすみやかに判定を行い、これを書面に作成しなければならない。

2 前項の書面（以下「判定書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、委員各員が署名し、印を押さなければならない。

一 判定

二 理由

三 判定の日附

3 公平委員会は、判定書の写を当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に判定に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

(指示)

第十三條 公平委員会は審査の結果必要があると認める場合においては、任命権者に対し書面で請求者がその処分によつて受けた不当な取り扱いを是正するための指示をしなければならない。

ち切ることができる。

5 公平委員会は、口頭審理を終了するに先立つて、当事者に対して最終陳述をし、且つ、必要な証拠を提出することができる機会を與えなければならない。

6 前条第四項から第七項まで、第九項および第十項の規定は口頭審理について準用する。

(審査の請求の取下)

第十條 請求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、何時でも審査の請求の全部または一部を取り下げることができる。

2 審査の請求の取下げは、書面でその旨を公平委員会に申し出て行わなければならない。

3 審査の請求のうち、取下げのあつた審査の請求の部分については、初めから係属しなかつたものとみなす。

(審査の打ち切)

第十一條 公平委員会は、請求者の所在不明等に因り審査を継続することができなくなつたと認める場合または処分者による処分の取消、修正等に因り審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、審査を打ち切り実査の請求を棄却することができる。

第五節 再審

(再審の請求)

第十四條 当事者は、次の各号の一に該当する場合においては公平委員会に対し再審を請求することができる。

一 判定の基礎となつた証拠が虚偽のものであることが判明した場合

二 事案の審査の際提出されなかつたあらたな、且つ、重大な証拠が発見された場合

三 判定に影響をおよぼすような事実について、判定の遺漏が認められた場合

2 再審の請求は、判定書の送達を受けた日から六月以内に行わなければならない。

3 再審の請求は、書面で行わなければならない。

4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が署名し印を押して、正副各一通を公平委員会に提出しなければならない。

一 再審の請求をする者の氏名、住所および生年月日

二 判定の内容および時期

三 再審を請求する事由

(再審の請求の受理および却下)

第十五条 公平委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格、再審の請求の期限および再審の請求の事由等について調査し、再審の請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 公平委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を所掌官に通知するとともに当事者の一方に再審請求書の副本を送付しなければならない。

再審の請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。

(職権による再審)

第十六条 公平委員会は、第十四条第一項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

(審査の手続)

第十七条 第三節(第九条の規定を除く。)の規定は、再審の場合における審査の手続について準用する。

(審査の結果裁るべき措置)

第十八条 公平委員会は、審査の結果に基いて、最初の判定を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると

認める場合には、最初の判定を修正し、またはこれにかえてあらたに判定を行わなければならない。

2 第十二条第一項、第二項および第三項前段並びに第十三条の規定は、前項の場合に準用する。

第六節 審査および再審の費用

(審査および再審の費用)

第十九条 審査および再審の費用は、次の各号に掲げるものを除く外、それぞれ当事者の負担とする。

一 公平委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費および日当

二 公平委員会が職権で行った証拠調に関する費用

三 公平委員会が文書の送達に要した費用

第七節 雑則

(雑則)

第二十条 この規則に定めるものを除く外、処分の審査の請求および審査の手続並びに審査の結果裁るべき措置に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附則

この規則は、昭和二十六年八月十三日から施行する。

◎厚第八三八号

昭和二十六年八月八日

民生部 長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

社会福祉統計記載要領の疑義について(通知)

標題について別紙のとおり鳥取県民生部長と厚生大臣官房統計調査指導課長との間に質疑応答があつたから参考にせられたい。

記

問一 六月二十日付統発号外「厚生省報告例中社会局関係事項の統計報告作成について」中、問五解答により第六〇表には保護を停止したものは掲げないことになつてゐるので、問六解答により「保護の種類」欄の「合計」について、第五八表から、第六〇表を引き翌月の第五九表を加えた数が翌月の第五八表の数字に一致させるためには保護を停止した人員も翌月の第五八表に掲上しなければならないことになるがこの場合いかに考えればよいか

答 保護を停止した人員も引続き被保護者として五八表に掲上するのであつて、保護廃止の手続をした場合に除くのであ

る。

同様の意味で「停止中のものを再開した件数」は、五九表には掲上しない。

問二 「生業扶助」の「就労助成」は第六〇表には掲上する必要があることになつてゐるが、授産施設を利用して就労させてゐる要保護者に対し、生業扶助を廃止した場合についても掲上する必要があるか。

答 この月報における「生業扶助」の「就労助成」は、その内容の如何を問はず保護廃止の手続を要しないものとする従つて設問の例は技能修得に計上せられたい。

昭和二十六年八月八日印刷發行

三重縣公報（第三種郵便物認可）

津市榮町一丁目

三一

重

縣

廳

津市広明町三二五番地

印刷所

三重縣印刷所

振替口座番号名古屋二四〇六番